

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件
平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件
平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件



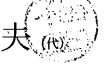
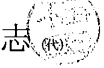

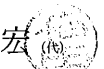
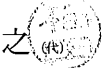
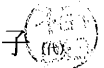
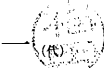
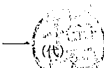
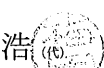
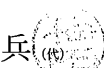
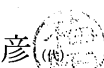
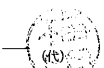
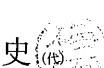
原告 原田 学ほか105名
被告 東京都, 国 (処分をした行政庁 関東地方整備局長)

準備書面 (17)

平成25年9月24日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告国指定代理人	大	口	紋	
	和	田	将	
	佐	藤	昌	
	梅	田		
	高	藤	喜	
	高	橋	泰	
	伏	原		
	村	田	智	

清	水	大	貴 
菊	池	雅	彦 
奥	田	謁	夫 
小	路	剛	志 
望	月	雅	彦 
栗	田	隆	宏 
太	田	裕	之 
宜	保	佳	子 
瀧	ヶ 崎	由	一 
小	林	雄	一 
中	山		浩 
河	津	脩	兵 
能	勢	和	彦 
井	手	統	一 
久	保	智	史 

被告国は、本準備書面において、原告らの平成25年3月14日付け準備書面48（以下「原告ら準備書面48」という。）第2「昭和39年決定の重大な違法（その2）」における原告らの主張に対し反論する。

なお、略称等については、本準備書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 原告らの主張

原告らは、旧都計法には、「都市計画、都市計画事業及毎年執行スヘキ都市計画事業ハ都市計画審議会ノ議ヲ経テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ」（旧都計法3条）として、建設大臣が都市計画決定をするときは内閣の認可を受けなければならないと規定されている（同法3条1項。乙第53号証の1参照。）にもかかわらず、9号線都市計画は内閣の認可を受けていないなどとして、このように内閣の認可を得ていない昭和39年決定には明白かつ重大な違法があると主張する（原告ら準備書面48第2・3ないし5ページ）。

第2 被告の反論

- 1 この点、9号線都市計画について、現時点においては、内閣の認可に関する書類が保存されていないため、内閣の認可が現になされたかどうかの事実を確認することはできない（もっとも、このように内閣の認可の事実が現時点では確認できないからといって、認可の事実が存在しないことが証明されたことにはならないことには留意を要する。）。
- 2 しかし、旧都計法上の都市計画決定に対する内閣の認可について、昭和18年12月27日に公布・施行された都市計画法及同法施行令臨時特例（以下「臨時特例」という。乙第53号証の2。）2条1項1号は、「都市計画法（引用者注：旧都計法）第三条ノ規定ニ依ル内閣ノ認可」は「之ヲ受クルヲ要セズ」と規定し、旧都計法3条の規定にもかかわらず、内閣の認可を受ける必要がな

い旨定めている。

この臨時特例は、先の大戦（当時は「大東亜戦争」と呼称されていた。）に際し、都市計画法及び同法施行令による許可認可を省略するとともに主務大臣の権限を地方長官に移譲し、もって行政の簡素化を図る等の必要があったことから、勅令によって規定されたものであり（乙第53号証の3）、戦後においても、戦災地における都市計画の施行に万全を期すため、臨時特例の一部の規定を削除する必要があることなどから昭和20年11月30日に改正され（乙第53号証の4。なお、同改正においても、上記臨時特例2条1項1号の規定は削除されていない。）、次いで昭和21年3月20日、連合国最高司令官よりの覚書に基づく改正の必要があるなどの理由から、「大東亜戦争」の呼称を「今次ノ戦争」に改めるなどの再度の改正がされるに至っている（乙第53号証の5）。その後、臨時特例は、現行都市計画法が昭和44年6月14日から施行されたことに伴い、昭和44年6月14日に施行された都市計画法施行令（昭和44年6月13日政令第158号）により廃止された（附則2条2号。乙第53号証の6）が、この廃止に至るまでの数次にわたる改正においても、旧都計法上の都市計画決定について、内閣の認可を要しない旨規定した臨時特例2条1項1号は、改廃されていない（乙第53号証の3ないし6）。

以上のとおり、9号線都市計画が告示された昭和39年12月16日当時は、未だ臨時特例は廃止されず、都市計画決定に係る「内閣ノ認可」（旧都計法3条1項）は、「之ヲ受クルヲ要セズ」（臨時特例2条1項1号）とされていたのであり、9号線都市計画についても、この臨時特例が適用された結果、内閣の認可を受ける必要がないとして、現に内閣の認可を受けなかったなどの事実があったとしても、当時の法令上、何ら違法なものとはならない。

3 これに対し、原告は、今般書証として、立川都市計画街路決定の内閣認可書の写真（甲第184号証の6）を提出し、その立証趣旨を「比較のため、別の都市計画決定に係る旧法下における『内閣の認可』を示す。日付を見ると昭和

18年6月30日の内務大臣決定が同7月6日に認可されている。」などとして、都市計画決定につき、内閣の認可がされている他の事例の存在を指摘している。

しかしながら、この立川都市計画街路決定に係る内閣認可書（昭和18年内閣内甲第446号指令）は、その作成年月日が「昭和十八年七月六日」とされている（甲第184号証の6）とおおり、臨時特例の施行前に作成されたものであるから、当該都市計画決定において「内閣の認可」が確認できるのは、法令上むしろ当然というべきである。したがって、このような事例を持ち出して「別の都市計画決定に係る旧法下における『内閣の認可』を示」したところで、本件と「比較」すること自体法令上意味がないものであり、9号線都市計画の「明白かつ重大な違法」など導き出せるものではない。

- 4 このように、仮に9号線都市計画について、原告らが主張するように内閣の認可を受けていないなどの事実があったとしても、法令上そのこと自体で昭和39年決定が違法になるものではなく、ましてや昭和39年決定に明白かつ重大な違法が存することになどならない。

したがって、「内閣ノ認可」がないことに依拠して、昭和39年決定に明白かつ重大な違法があるなどという原告らの主張は、前提において理由がない。

以上